

上場審査基準・上場廃止基準と監査意見

ディスクロージャーと監査意見

資本市場に参加している上場企業の経営者は、投資家に対して財務情報を公開（ディスクロージャー）することにより、正しい情報を説明する責任（アカウンタビリティ）を負っています。投資家は、経営内容が正しく伝えられることにより、安心して投資活動を行うことが可能となります。

しかし、企業は自らが作成した情報の正しさを自ら証明することはできません。そこで、独立した第三者である公認会計士が、企業が作成した財務情報の正しさを証明する必要があるのです。公認会計士は、財務情報の正しさを判断するために検証（これを「監査」と言います。）を行い、その結果を「監査意見」として表明します。

監査意見は、適正なディスクロージャーを支える「保証」を提供するものとして、資本市場に参加する上場企業にとって不可欠なものです。

上場審査基準と監査意見

新規上場申請書類として提出する「新規上場申請のための有価証券報告書」等に含まれる財務計算に関する書類について、「監査報告書」等の添付が求められています（規程第204条第6項）。監査意見について、新規上場申請を行うにあたっての形式要件の一つとして、以下のように定められています（規程第205条第7号、施行規則第212条第6項、ガイドブックⅡ形式要件）。

項目	監査意見に関する上場申請要件（財務報告関連）
虚偽記載又は不適正意見等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最近2年間に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」なし ✓ 最近2年間（最近1年間を除く）に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「限定付適正」（注2）（注3） ✓ 最近1年間に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」（注4）

（注1）本稿においては、特に断りがない限り、以下のように記載しています。

- ・有価証券上場規程（平成19年11月1日）を「規程」、有価証券上場規程施行規則（平成19年11月1日）を「施行規則」、2020～2021新規上場ガイドブック（市場第一部編）を「ガイドブック」と記載しています。
- ・東京証券取引所市場第一部を前提に記載しています。
- ・監査意見に係る記載は、年度における財務諸表監査を前提として記載しています。

（注2）例えば、監査契約の締結が直前々期の期首後となったために期首残高の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期に「限定付適正意見」が付された場合には、申請が可能とされています。

（注3）天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見不表明」となった場合や、継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等となった場合には、申請が可能とされています。

（注4）比較情報に対する事項のみを理由とした「限定付適正意見」が記載されている場合や、継続企業の前提に関する事由により「無限定適正意見」が記載されていない場合は、申請が可能とされています。

上場審査基準と監査意見（続き）

この要件は、上場審査項目の一つである利益の額等の審査を適正な財務諸表に基づいて行うこと、特に直前事業年度においては、会計上の問題点を全て解消していることが必要と考えられていることから求められているものです。

なお、前記の表の上場申請要件に含まれる主な用語は、以下のような意味で用いられています。

用語	説明
財務諸表等	財務諸表及び連結財務諸表
有価証券報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有価証券届出書及びその添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類 ✓ 発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類 ✓ 発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類 ✓ 有価証券報告書及び添付書類 ✓ 半期報告書 ✓ 四半期報告書 ✓ 目論見書
虚偽記載	<ul style="list-style-type: none"> ①有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令又は課徴金納付命令若しくは告発を受けた場合又は、 ②訂正届出書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合

上場廃止基準と監査意見

上場企業が不特定多数の投資家が売買を行うのにふさわしくないと判断される場合に、市場の秩序を維持し、投資家を保護することを目的として、上場廃止基準（規程第6章上場廃止）を定めています。そのうち、適正な企業内容の開示を確保するための基準として、監査意見に関して以下のよう定められています（規程第601条第1項第11号、同第501条第1項第2号）。

項目	監査意見に関する上場廃止要件
虚偽記載又は不適正意見等	<ul style="list-style-type: none"> a. 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合又は b. 監査報告書又は四半期レビュー報告書に「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨等が記載された場合（注5）であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

（注5）「意見の表明をしない」旨等が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く、とされています。

実効性確保に関する規定と監査意見

有価証券報告書等の虚偽記載や不適正意見等の上場廃止基準に抵触するおそれがあり、投資家保護の観点等に基づき審査を行なった結果、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであるとは認められず上場廃止には至らなかったものの、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断された場合には、投資家への注意喚起などを目的として特設注意市場銘柄に指定されます（規程第501条第1項第2号）。

特設注意市場銘柄に指定された場合、指定から1年経過後速やかに内部管理体制確認書の提出が必要となります（同条第2項）。確認書等によって改善が見られた場合は指定が解除されますが、依然として問題があると認められた場合であって、今後の改善が見込まれる場合は、さらに6か月間指定期間が継続され、指定から1年6か月経過後速やかに内部管理体制確認書の再提出が必要となります（同条第4項第1号・第2号、第5項）。それでも改善がされなかった場合は、上場廃止となります（規程第601条第1項第11号の2e）。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／CDFP-B
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。